

各 位

長崎県土木部長

請負代金内訳書の提出及び法定福利費の適切な算出について

長崎県建設工事標準請負契約書(令和 2 年長崎県告示第 237 号)第 3 条に規定する請負代金内訳書について、「請負代金内訳書の提出について(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 建企第 738 号)」により通知しておりますが、総務省及び国土交通省からの要請(令和 3 年 12 月 1 日付け総行行第 419 号、国不入企第 33 号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」)を受けて、新たに明示された法定福利費の確認等を実施することに伴い、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1 対象工事

原則として契約書を作成する全ての工事とする。

2 請負代金内訳書内容及び様式

(1) 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示する。

営繕工事にあたっては、種目、科目、中科目、細目に相当する各項目のうち種目、科目に相当する項目まで記載があるものとし、中科目、細目に相当する項目については、請負代金内訳書への添付を省略することができる。

(2) 様式は任意とする。ただし、商号又は名称、代表者氏名、住所、工事名、契約年月日及び工期を記載すること。

(3) 請負代金内訳書には、工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の法定の事業主負担額(以下「法定福利費」という。)を明示するものとする。

明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによりよいものとする。

明示する法定福利費の算出にあたっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の資料 別紙 1 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

### 3 請負代金内訳書の提出方法

発注者は、受注者に対し、契約締結後 30 日以内に監督職員を経由して提出させるものとする。

ただし、受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができるものとする。

### 4 発注者による法定福利費の確認等

発注者は、『設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額の概算額』を算出し、受注者により明示された法定福利費との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認するものとする。

### 5 『設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額の概算額』の公表

発注者は、算出した『設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額の概算額』を、原則、「入札結果一覧表」により公表するものとする。

### 6 適用

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から適用する。